

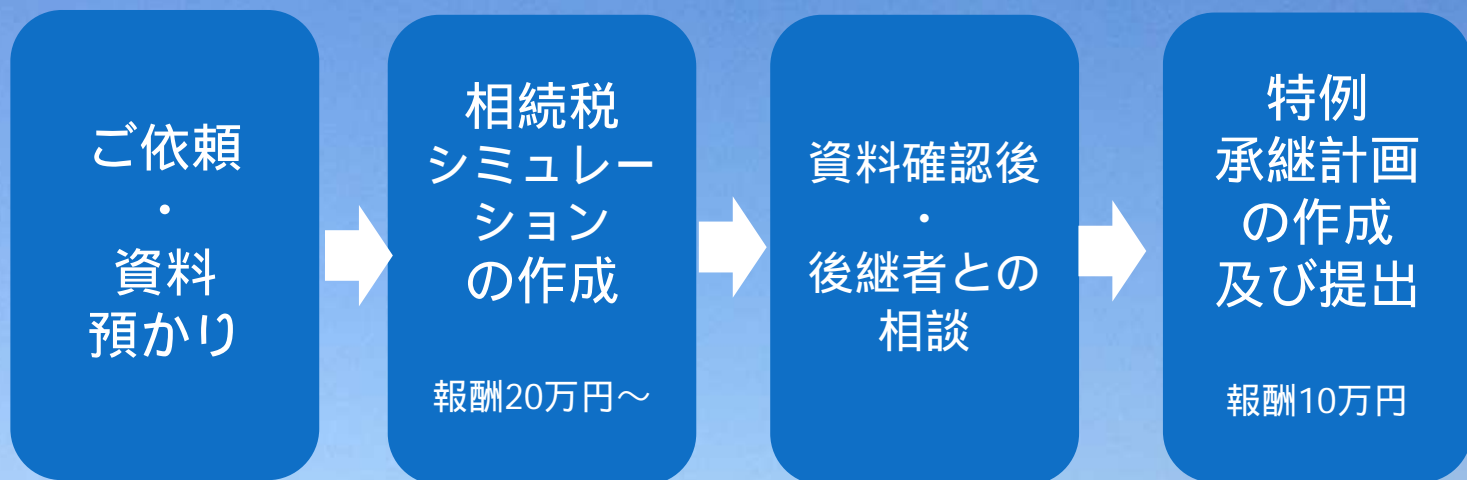
事業承継診断のススメ

令和6年3月31日の期限が近付いてまいりました。
この期限は皆様の事業を今後継続していくには重要なファクターとなる贈与・相続税が納税猶予されるために必要な書類を出す期限となります。

(詳細は裏面に)

この機会に皆様の事業を今後、誰が承継していただくかを検討するきっかけにしてみたいはいかがでしょうか。

上記のご判断のためのフローは以下の通りでございます。



相続税のシミュレーション及び株価評価(計画書提出した場合にプラス報酬10万円)

報酬30万円(税別)～

資産内容によっては報酬額が変わります。その際には事前にご相談した上で作業を進めてまいります。

承認計画の作成後、贈与税・相続税の申告が必要になった場合には別途報酬が発生致します。

お問い合わせは
各担当者まで

税理士法人経営支援

東京事務所 TEL: 03-3490-3277

横須賀事務所 TEL: 046-836-1701

事業承継税制の活用について

贈与・相続（承継）時に贈与税・相続税の負担をすることなく、自社株等を承継することが可能です。

事業承継税制の特例措置のポイント

	法人版	個人版
1	承継時の贈与税・相続税を負担することなく 自社株 を承継することが可能に	承継時の贈与税・相続税を負担することなく 特定事業用資産 を承継することが可能に
2	親族外も含む複数の株主から後継者（最大3人）への承継が対象	多様な事業用資産が対象 宅地等（400㎡まで） 建物 （床面積800㎡まで） 以外の 一定の減価償却資産
3	特例承継計画の提出が必要	個人事業承継計画の提出が必要
4	-	小規模宅地等の特例との選択適用

特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定	令和6年3月31日までに特例承継計画の提出	不要
適用期限	令和9年12月31日までの贈与・相続等	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与:100% 相続:80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間平均8割の雇用維持が必要
経営環境変化に対応した免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から18歳以上の者への贈与	60歳以上の者から18歳以上の推定相続人・孫への贈与
継続届け出	3年毎に税務署等への届出の提出が必要になります。	

こちらは概略になりますので詳細につきましては『非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除のあらまし』をご参照下さい。